

陳 情 第 40 号	令 6. 12. 9 受 理
<p>(件 名)</p> <p>開示決定された公文書のメールでの送付を求めることについて</p>	
<p>(陳情の要旨)</p> <p>私たちは、鹿児島市議会が市民にとって透明で身近な場であるべきと強く求める。</p> <p>去る2024年11月1日に議員報酬に関する公文書開示請求を行った。2週間後の11月15日に開示決定がなされ、同日に開示決定された公文書を受け取りに、みなと大通り別館へ伺った。2名の職員が議会事務局から開示決定された公文書を持参し丁寧に対応してくださり、コピー代として1,110円かかるとのことだったが、写真撮影の場合は費用がかからないとのことで、2名の職員を待たせて111枚の公文書を撮影した。</p> <p>この業務フローは極めて役所的であり、多大な無駄があると考え。具体的な改善案として、開示決定された公文書のメールでの送付を提案した場合、文書漏えいやセキュリティの問題を盾に反論されると推察するが、書面での交付、現物の写真撮影、メール送付のいずれの方法においてもセキュリティリスクは変わらないと考える。また、そもそも市民の知る権利の下にある公文書にどれほどの秘匿性が認められるのだろうか。</p> <p>については、「市民に開かれた議会」及び「身近な鹿児島市議会」を実現するため、開示決定された公文書のメールでの送付について市議会において積極的に取り組んでいただくよう、賛同する市議が出てくることを切に希望し陳情する。</p>	